

令和 6 年 3 月

地域公共交通確保維持改善事業（R4 二次補正（危険なバス停対策事業・タクシーの利便性向上事業 修正））に係る交付要綱の改正について（概要）

### **改正の目的**

令和 4 年度第二次補正予算で認められた、「危険なバス停対策事業」及び「タクシーの利便性向上事業」について、交付決定前の事業着手を認める規定が抜け落ちたまま要綱を改正するという不備があったため、財務省と協議を経た上で所要の改正を行う。

### **主な改正事項**

<交付要綱>

#### ◆附則第 2 条の 2 及び第 20 条の 2

令和 4 年度第二次補正予算の成立日（令和 4 年 12 月 2 日）以降に着手した事業を補助対象とする旨の規定を追加する。